

法人カード規定（普通・当座兼用）

2021年 4月 5日 現在

1. (カードの利用)

- (1) 法人カード（以下「カード」という。）は、当金庫および当金庫が共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下「預入提携先」）の現金自動預金機（現金自動預入支払兼用機を含む。以下「預金機」という。）、当金庫および当金庫が共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「支払提携先」）の現金自動支払機（現金自動預入支払兼用機を含む。以下「支払機」という。）、当金庫および当金庫が共同利用による振込業務を提携した金融機関等（以下「振込提携先」）の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入支払兼用機を含む。以下「振込機」という。）を使用して普通預金または当座勘定（当座貸越金取引を含む。以下同じ。）の預入れ・払戻・振込の場合に利用できます。
- (2) 当座勘定について発行したカードの利用は、当金庫の預金機・支払機・振込機に限ります。

2. (預入れ)

- (1) 預金機を使用して預金を預入れるときは、カード・通帳（当金庫・預入提携先の信用金庫の預金機に限る）および現金を挿入して操作してください。
- (2) 預金機による預入れは、当金庫が定めた種類の紙幣に限ります。
また、1回あたりの預入れ金額は、当金庫が定めた枚数の範囲内とします。

3. (払戻し)

- (1) 支払機を使用して払戻すときは、支払機にカードまたは通帳（当金庫の支払機に限る）を挿入し、届出の暗証と金額をボタンにより操作してください。この時、普通預金の場合は、普通預金規定にかかわらず、払戻請求書の提出は必要ありません。また、当座勘定の場合は、当座勘定規定にかかわらず、小切手の振出は、必要ありません。
- (2) 支払機による払戻しは、1千円単位とし、1回あたりの払戻し金額は、当金庫が定めた範囲内とします。

4. (振込)

- (1) 振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をするときは、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を正確に入力してください。この時、普通預金の場合は、普通預金規定にかかわらず、払戻請求書の提出は必要ありません。また、当座勘定の場合は、当座勘定規定にかかわらず、小切手の振出は、必要ありません。
- (2) 前項の振込依頼をする場合における1回あたりの振込は、当金庫または振込提携先の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振込は当金庫所定の金額の範囲内とします。

5. (利用手数料)

- (1) 当金庫が特に定めた時間帯に限り、ご利用の場合は、当金庫所定の手数料をお支払いいただきます。
- (2) 前項の手数料は、ご利用時に普通預金の場合は払戻請求書なしで、当座勘定の場合は小切手なしで、利用口座から自動的に引落します。

6. (代理人によるカードの利用)

- (1) 代理人(代表者により指名された方1名に限ります。)により、預入れ・払戻しをする場合は、代表者から代理人の署名・暗証を提出してください。この場合、当金庫は代理人のカードを発行します。なお、当座貸越ご利用のお客様には、代理人カードを発行しません。
- (2) 代理人カード利用についても、この規定を適用します。

7. (機械の故障時等の取扱い)

- (1) 停電・故障時により預金機・支払機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当金庫本支店の窓口でカードにより預入れ・払戻しをしてください。
- (2) 前項による払戻しを受ける場合には、当金庫所定の払戻請求書に署名、金額および届出の暗証を記入のうえ、カードとともに提出してください。この場合の払戻金額は、当金庫が定めた範囲内とします。

8. (取引記録の交付)

- (1) カードによるお取引の都度、その内容を記載した取引明細票をお渡しします。
- (2) カードにより預入れ、払戻した金額および前項5. の手数料金額の普通預金通帳への記入は、当金庫本支店の窓口および預金機・支払機で行います。
また、当座勘定の場合の記録は、当座勘定照合表に記入します。

9. (カードの紛失、届出事項の変更等)

- (1) カードを失ったとき、または社名(団体名)、代表者、代理人、暗証、その他の届出事項に変更があったときは、直ちに代表者から書面によって当店に届出てください。
この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) カードを失った場合のカードの再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行ないます。
- (3) カードの再発行は、当金庫所定の手数料をお支払いいただきます。

10. (暗証番号照会等)

- (1) 支払機によりカードを確認し、支払機操作の際、使用された暗証と届出の暗証との一致を確認して、お支払いしたうちは、カードまたは暗証につき偽造・変造・盗用・その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負わない場合もあります。
預金機により、カード(通帳)を確認の上取扱った場合も同様とします。
- (2) 窓口においてカードを確認し、払戻請求書・諸届・その他の書類に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ、取扱いました場合にも前項と同様とします。

11. (解約時)

- (1) 普通預金取引・当座勘定取引(当座貸越取引を含む。)を解約する場合、またはカードの利用を取りやめる場合には、カードを当店に返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正利用など当金庫がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当金庫からの請求がありしだい、直ちにカードを当店に返却してください。

12. (譲渡・質入れ等の禁止)

カードは、譲渡・質入れまたは、貸与することはできません。

13. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当金庫普通預金規定・当座勘定規定および当座勘定貸越約定書により取扱います。

以上